

NEW 医療共済

メディフル

JA共済

もう他人事じゃない!?

コロナに負けない!

JAの医療共済にご加入いただくと、

新型コロナウイルスで

入院された場合、医療機関等の事情により、
宿泊施設や自宅等での療養を余儀なくされた場合



30万円



お支払いします!

【ご契約例】医療共済/共済金額30万円/1回型の場合

*医師等による所定の証明書が必要となります。医師等による診断が伴わない市販の簡易検査キット等での陽性結果に基づく自主療養期間は対象となりません。
*新型コロナウイルスにかかる取扱いは、今後の政令変更等により変更となることがありますので、ご了承ください。

経済的な支えにご活用ください。

入院のとき 治療共済金

入院の日数が1日に達したら、*1 **30万円**

治療共済金の通算支払限度回数は100回となります。*2

日帰り入院から保障 *3

- *1 お支払いの対象となる最初の入院の退院日の翌日以後60日以内に再度入院された場合は、入院の原因にかかわらず、これらの入院を1回の入院とみなします。
- *2 通算支払限度回数に到達した場合、ご契約は消滅します。
- *3 日帰り入院は、入院基本料の支払いの有無などにより判断されます。

こんな心配ありませんか?

「今の保障の内容はどうなっているの?」
「長期的に仕事を休む場合の保障は?」
「重症化したらどうなるの?」



コロナ禍で心配だけどなかなか相談できない共済や保険のご相談を承ります!

多くのお問い合わせをいただいております。詳しくはお近くのJAまでお気軽にご相談ください。

お支払いには所定の条件があります。この資料は概要を説明したものです。詳細につきましては「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」および「ご契約のしおり・約款」により必ずご確認ください。

お問い合わせは… **金融部共済課**
TEL: 0146-42-1053 (共済課直通)

【22013073003】